第40号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 3 日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例(昭和33年足立区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 6 号を第 1 7 号とし、第 1 5 号の次に次の 1 号を加える。 (1 6) 住民基本台帳カードの交付

第3条第2項中「50円」の次に「、住民基本台帳カードの交付の事務手数料は、1件500円」を加える。

別表60の項中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2 第2項第12号八」に、「第62条の3第4項第11号八」を「第62 条の3第4項第12号八」に改め、同表61の項中「第31条の2第2 項第12号二」を「第31条の2第2項第13号二」に、「第62条の 3第4項第12号二」を「第62条の3第4項第13号二」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に1号を加える 改正規定及び第3条第2項の改正規定は、平成15年8月25日から施 行する。

(提案理由)

住民基本台帳カードの交付に係る事務手数料を新設するとともに、租税特別措置法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。